

# 薬 局

【必要書類一覧】 ※変更事項により届出期日が異なりますので注意して下さい。

- ① 変更届書（様式第六）
- ② 添付する書類（以下の該当する事項のとおりです。）
- ③ 届出期日を過ぎて提出する場合は、遅延理由書（共通様式8）

変更事項	届出に必要な書類	届出期日	注意事項
開設者の氏名	個人の場合：戸籍謄（抄）本 <sup>注1</sup>	30日以内	<b>注1</b> ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <sup>注2</sup>		<b>注2</b> ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
開設者の住所	個人の場合：添付書類不要	30日以内	<b>注1</b> ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。
	法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <sup>注1</sup>		
責任役員（法人の場合）	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <sup>注1</sup>	30日以内	<b>注1</b> ：発行後6ヶ月以内のものを添付して下さい。 閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付して下さい。  <b>注2</b> ：郵送の場合は、写しを添付して下さい。  <b>注3</b> ：責任役員が法第5条第1項第3号のへに該当するおそれのある者については、当該責任役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書の添付が必要となります。（発行後3ヶ月以内のものを添付して下さい。）
	責任役員の権限及び分掌する業務を明らかにする書類の提示 <sup>注2</sup>		
	欠格条項に関する誓約 <sup>注3</sup> <u>※変更届書の備考欄に変更後の役員が法第5条第1項第3号イ～トのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは、「新役員は、法第5条第1項第3号イ～トのいずれにも該当しない。」旨を記載</u>		

変更事項	届出に必要な書類	届出期日	注意事項
薬剤師・登録販売者の雇用	使用関係を証する書類（共通様式7）	30日以内	注1：原本を提示するか、免許証等の写しに「原本に相違なし」及び原本確認日を記載し、開設者が記名したものを提出して下さい。
	資格を証する書類（薬剤師免許証・販売従事登録証）注1		
	勤務表（共通様式13）		
薬剤師・登録販売者の氏名	変更事項を証する書類注1、注2	30日以内	注1：戸籍謄（抄）本又は書換え後の資格を証する書類（書換え申請中の場合は、申請中であることの証明書でも可） →薬剤師免許証書換え交付申請を奈良県内の保健所で行った場合、販売従事登録証の書換え交付申請を奈良県薬務課で行った場合は不要。  注2：薬剤師の氏名・本籍地の変更は、薬剤師名簿訂正申請、また登録販売者の氏名・本籍地変更は、登録販売者名簿登録事項変更届が別途必要です。
管理者の住所	添付書類不要	30日以内	
薬剤師・登録販売者の週当たりの勤務時間数	勤務表（共通様式13）	30日以内	
薬局の名称	添付書類不要	事前	
薬局の所在地の表記	変更内容がわかる書類（住居表示変更の場合、市町村が発行する通知書の写し又は証明書）	30日以内	※住居表示変更又はビル等の名称変更（市町村合併による所在地の表記変更を除く）

変更事項	届出に必要な書類	届出期日	注意事項
通常の営業日及び営業時間	勤務表（共通様式 1 3）	3 0 日以内	
薬剤師不在時間	薬剤師不在時の対応チェックリスト 指針・手順書（提示）	事前	新たに閉鎖設備を設けた場合、構造設備の変更届の提出も必要です。
構造設備の主要部分	店舗平面図（共通様式 1） ←変更前と変更後の各 1 枚 ※余白部分に店舗面積を明記。	3 0 日以内	※廃止・新規手続きや不備部分の改造措置が必要となる場合がありますので、計画変更が可能な段階で、F A X または来庁により事前相談をお願いします。
	店舗敷地内の建物の配置図（共通様式 2） ←変更前と変更後の各 1 枚		
	構造設備の概要		
兼営事業	添付書類不要	3 0 日以内	
放射性医薬品を取り扱うときはその放射性医薬品の種類	添付書類不要	3 0 日以内	
販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く）	添付書類不要	3 0 日以内	
相談時及び緊急時の電話番号とその他連絡先	添付書類不要	事前	

変更事項		届出に必要な書類	届出期日	注意事項
特定販売関係	実施の有無	有→無の場合：添付書類なし	事前	
		無→有の場合：別紙「特定販売を行う場合」の様式		
	使用する通信手段	添付書類なし	事前	
	特定販売を行う医薬品の区分	添付書類なし	事前	
	特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間	添付書類なし	事前	
	特定販売を行うことについての広告に表示する名称 ※許可を受けた名称と異なる場合のみ	添付書類なし	事前	
	特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告するときは、主たるホームページのアドレス	添付書類なし	事前	
都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要 ※特定販売のみを行う時間がある場合のみ	添付書類なし	事前		

**【省略可能な添付書類】**

<p>登記事項証明書 資格を証する書類</p>	<p>申請者が、他の申請・届出の添付書類として薬務課に提出済みであって、その内容に変更がない場合。 ただし、登記事項証明書は発行後6ヶ月以内のものの場合のみ省略可。</p>
-----------------------------	--